様式第2号(第7条関係)

　　　　第　　号

　　　　　年　月　日

　　　　　　　　　　様

身延町長

再配達削減推進事業費補助金交付決定通知書

　　　年　　月　　日付けで申請のあった身延町再配達削減推進事業費補助について、次のとおり交付することに決定したので、身延町再配達削減推進事業費補助金交付要綱第7条の規定により通知します。

1　交付決定額　　　金　　　　　　　　　　円

2　注意事項

(1)　補助金制度を利用して設置した宅配ボックスにより生じた盗難、苦情等の損害について、身延町及び山梨県は、一切その責めを負いません。

　(2)　購入費が5万円を超える宅配ボックスについては、減価償却資産の耐用年数等に関する省令(昭和40年大蔵省令第15号)に定める耐用年数を経過するまでは、町長の承認を受けることなく補助事業の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸付し、担保に供することはできません。

　(3)　補助事業に係る書類は、町の会計年度の翌年度から5年間保存してください。